

# 12月3日～9日は 障害者週間です



作品名:青の世界  
作者:ようかん  
(社会福祉法人 六条厚生会)

こちらの作品は  
障がい者アート展で展示した  
作品です。

お問い合わせは  
福井県健康福祉部障がい福祉課  
TEL:0776-20-0338  
FAX:0776-20-0639  
メール:syogai@pref.fukui.lg.jp

## 合理的配慮の提供

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場面があります。

障害者差別解消法では、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くため何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。

## ヘルプマーク



義足や人工関節を使用しようとしている方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

マークを持っている方が困っていたら「何かお困りですか？」と声をかけたり、電車・バスなど公共交通機関内で席を譲ったり、また、災害発生時の声かけなど、思いやりのある行動をお願いします。

## UDフォント

UD(ユニバーサルデザイン)フォントは、障がい者や高齢者、日本語を母語としない人など、誰が見ても文字のかたちが分かりやすく、読みやすく、読み間違えにくいことをコンセプトに開発されたフォントです。県の広報誌などでもUDフォントを使用しています。

## ハートフル専用パーキング・ハートフルパーキング

公共施設やショッピングセンターなどに県内共通の「ハートフル専用パーキング(身体障がい者等用駐車場)」を設置し、身体障がい者用駐車場の適正利用を進めています。

また、障がいのある方や高齢の方、小さなお子さんを連れた方などが優先的に利用できる「ハートフルパーキング」も設置しています。

適正利用にご協力をお願いします。

